

第2章 審査・運用指針

第1 危険物の判定の概要

1 危険物の貯蔵及び取扱い制限等

- (1) 指定数量以上の危険物は、貯蔵所（車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所（以下「移動タンク貯蔵所」という。）を含む。以下同じ。）以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りではない。
- (2) 別表第1に掲げる品名（法第11条の4第1項において単に「品名」という。）又は指定数量を異にする2以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係るそれぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除し、その商の和が1以上となるときは、当該場所は、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。
- (3) 製造所、貯蔵所又は取扱所において行う危険物の貯蔵又は取扱いは、政令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない。
- (4) 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。

（法第10条）

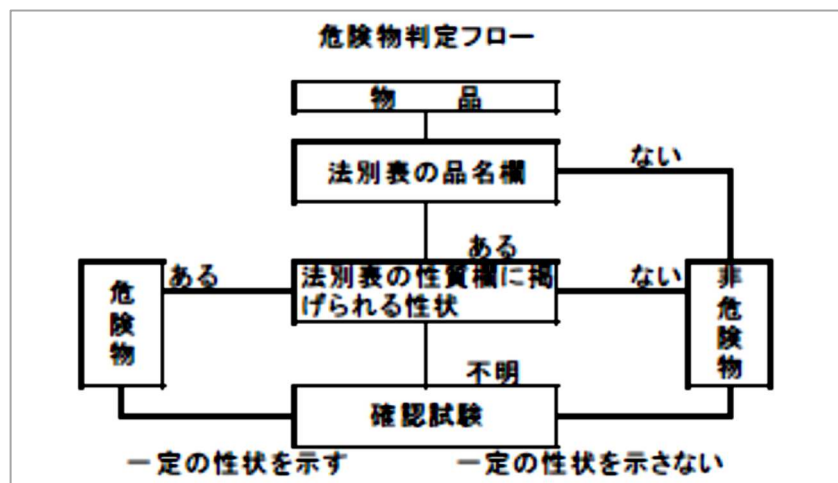
危険物の貯蔵及び取扱いの規制に関する基本的規定で、指定数量以上の危険物の貯蔵又は取扱いは、製造所、貯蔵所又は取扱所という一定の施設において政令で定める技術上の基準に従って行わなければならないことを規定するとともに、それに対する例外として、仮貯蔵及び仮取扱いの制度を認めることを規定したものである。

2 状態の定義

- (1) 「液体」とは、1気圧において温度20度で液状であるもの又は温度20度を超え40度以下の間において液状であるものをいう。
- (2) 「固体」とは、液体及び気体（1気圧において、温度20度で気体状であるものをいう。）以外のものをいう。

3 危険物の判定の概要

危険物であるか否かの判断は、その物品が法別表第1に掲げられている品名に該当するかどうか、また、該当する場合は、その物品が法別表第1の性質欄に掲げられている性状を有しているかどうかを判定する。更に、性状が不明である場合にあっては、その物品が危険物としての性状を有しているかどうかの確認をするための政令で定められている試験を行い、その物品が一定以上の性状を示すかどうかにより決定する。基本的な判定フローの概念は下図のとおりである。

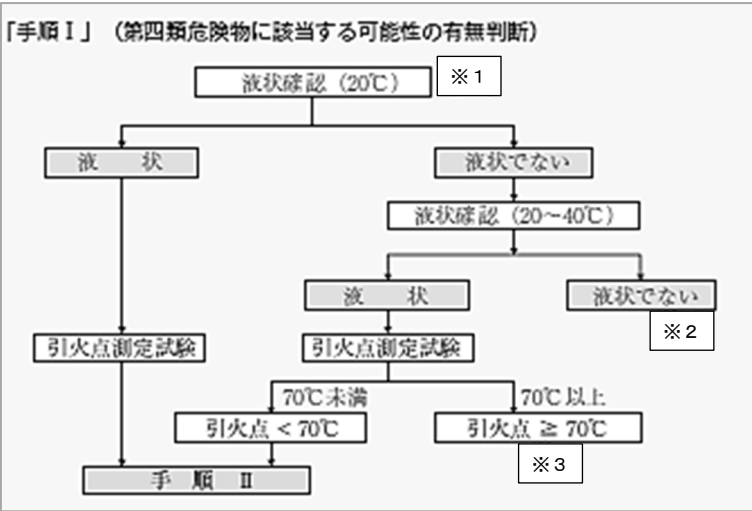


4 各類における主な確認試験の種類と測定内容

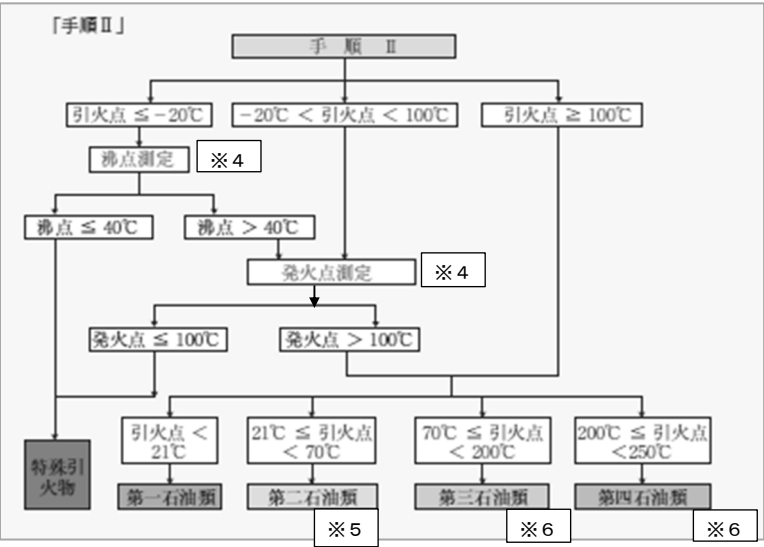
各類の危険物の試験及び性状確認試験は、政令第1条の3から8による他、平成元年7月4日消防法第64号「危険物規制事務に関する執務資料の送付について（法別表関係）」によるものとする。

危険物分類	確認試験内容
第1類	① 燃焼試験 酸化力の潜在的な危険性 ② 大量燃焼試験 酸化力の潜在的な危険性 ③ 落球式打撃感度試験 衝撃に対する敏感性 ④ 鉄管試験 衝撃に対する敏感性
第2類	① 小ガス炎着火試験 火炎による着火の危険性 ② 引火点測定試験 引火の危険性
第3類	① 自然発火性試験 空気中での発火の危険性 ② 水との反応性試験 水と接触して発火、又は可燃性ガスを発生する危険性
第4類	① 引火点測定試験 引火の危険性
第5類	① 熱分析試験 爆発の危険性 ② 圧力容器試験 加熱分解の激しさ
第6類	① 燃焼試験 酸化力の潜在的な危険性

なお、貯蔵、取扱い頻度の多い第4類危険物について、判定フロー（手順Ⅰ～Ⅱ）を示す。



- ※1 常温で一の容器から他の容器へ容易に移し替え可能なものは、液状確認試験不要。
 ※2 40℃以下の温度で液状にならないものは「固体」であるので、第4類の危険物には該当しない。
 ※3 該当の物品については、1気圧20℃で液状でないので、第4類の危険物には該当しない。



- ※4 成分組成に特殊引火物がなければ、測定の必要はない。
 ※5 可燃性液体料40%を超える場合は危険物に該当。40%以下の場合は引火点が40℃未満は燃焼点が60℃未満であれば危険物に該当する。
 ※6 可燃性液体量が40%を超える場合で、液状確認（20℃）が液状であれば、危険物に該当する。

5 危険物の確認資料

危険物の判定は法別表第1に定義されているものを除き、以下資料に基づき判定する。

- (1) 事業者等が「危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令並びに危険物の試験及び性状に関する省令の公布について」(H1.2.23 消防危第11号)に基づく確認試験を実施した結果を記した確認試験結果報告書(H5.3.24 消防危第21号「確認試験の結果に基づく危険物の判定について」別添の確認試験結果報告書をいう。)
- (2) 危険物保安技術協会が交付する危険物データベース登録確認書(H1.11.20 消防危第107号「危険物データベースの運用について」別紙の危険物データベース登録確認書をいう。)
- (3) 危険物判定資料(H11.3.24 消防危第25号)
- (4) その他政令第1条の3から第1条の8までに規定する試験において危険物であることを示す性状について判断することができる資料

(留意事項)

危険物データベース登録確認書の交付日、危険物判定資料の通知日以降に法令改正により危険物の定義が変わっているものがある。

- ・ヒドロキシシルアン等を第5類に追加(H14.6.1)
- ・第4類第4石油類及び動植物油類から引火点250℃以上のものを除外(ギヤー油、シリンダー油を除く)(H14.6.1)
- ・ジケテン、アリルグリシジルエーテルを第4類から第5類へ変更(H22.9.1)

6 指定数量

- (1) 貯蔵、取扱い頻度の多い第4類の危険物については、次表に詳細に示す。

性質	品名（性質）	物品例	構造等	指定数量	危険等級
引火性液体	特殊引火物	ジエチルエーテル		5 0 L	Ⅰ
		二硫化炭素			
		アセトアルデヒド			
		酸化プロピレン			
	第一石油類 （非水溶性）	ガソリン	JIS K2202, 2201	2 0 0 L	Ⅱ
		ベンゼン			
		トルエン			
		メチルエチルケトン			
		酢酸エチル			
	第一石油類 （水溶性）	アセトン		4 0 0 L	
		ピリジン			
	アルコール類	メチルアルコール		4 0 0 L	
		エチルアルコール			
		n－プロピルアルコール			
		イソプロピルアルコール			
	第二石油類 （非水溶性）	灯油	JIS K2203	1, 0 0 0 L	Ⅲ
		軽油	JIS K2204		
		キシレン			
		クロロベンゼン			
		n－ブチルアルコール			
	第二石油類 （水溶性）	酢酸		2, 0 0 0 L	
		プロピオン酸			
		アクリル酸			
第三石油類 （非水溶性）	重油	JIS K2205	2, 0 0 0 L		
	クレオソート油				
	アニリン				
	ニトロベンゼン				
第三石油類 （水溶性）	エチレングリコール		4, 0 0 0 L		
	グリセリン				

第四石油類	ギヤー油	JIS K2219	6, 000 L	Ⅲ
	シリンダー油	JIS K2238		
	タービン油			
	可塑剤			
動植物油類	ヤシ油		10, 000 L	
	パーム油			
	オリーブ油			
	ヒマシ油			
	落花生油			
	ナタネ油			
	米ぬか油			
	ごま油			
	綿実油			
	トウモロコシ油			
	ニシン油			
	大豆油			
	ヒマワリ油			
	キシ油			
	イワシ油			
	アマニ油			
	エノ油			

※危険等級とは、規則第39条の2に掲げる等級をいう。

(2) 指定数量の算定

指定数量の算定において、指定数量を異とする2以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該危険物の数量を同危険物の指定数量で除し、その和が1以上となるときは、当該場所は指定数量以上の危険物を貯蔵し、取り扱っているものとする。（法第10条第2項）

例示 A 危険物製造所

類 別	品 名	性 質	指定数量	取 扱 量	倍 数
第4類	第1石油類	非水溶性液体	200 L	100 L	0.5
第4類	第2石油類	非水溶性液体	1,000 L	300 L	0.3
第4類	第3石油類	非水溶性液体	2,000 L	400 L	0.2

$$100/200 + 300/1,000 + 400/2,000 = 1 \text{ 倍}$$

(3) 指定数量の倍数

指定数量の倍数は、品名及び性質（指定数量）ごとに小数点以下第3位を切り捨てるものとし、小数点第2位までの数値とする。

(4) 指定数量未満の取扱い

指定数量未満の危険物の貯蔵、取扱いは、宜野湾市火災予防条例で定められている。

（法第9条の4）

第2 危険物施設の概要

1 危険物施設の区分

指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、原則として、政令で定める施設区分に従い、それぞれの技術上の基準に適合していなければならない。

危険物の施設は、次のとおり区分する。（昭和34年国消甲予発第17号）

製造所	危険物を製造する目的で1日に指定数量以上の危険物を取り扱うため、法第11条第1項により許可を受けた場所をいい、当該場所にある危険物を取り扱う建築物、その他の工作物並びにこれらに付属する設備の一体をいう。
貯蔵所	指定数量以上の危険物を貯蔵する目的で、法第11条第1項により許可を受けた場所をいい、当該場所にある危険物を貯蔵する建築物、タンク、その他の工作物及び空地並びにこれらに付属する設備の一体をいう。
取扱所	危険物を製造以外の目的で1日に指定数量以上の危険物を取り扱うため、法第11条第1項により許可を受けた場所をいい、当該場所にある危険物を取り扱う建築物、その他の工作物並びにこれらに付属する設備の一体をいう。

上記施設は、貯蔵、取扱いの形態に応じて、さらに次の通り区分する。（法第10条第4項）

施設区分		概要
製造所		危険物を製造する施設
貯蔵所	屋内貯蔵所	屋内の場所において危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所
	屋外タンク貯蔵所	屋外にあるタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所
	屋内タンク貯蔵所	屋内にあるタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所
	地下タンク貯蔵所	地盤面下に埋設されているタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所
	簡易タンク貯蔵所	簡易タンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所
	移動タンク貯蔵所	車両（被牽引自動車にあっては、前車軸を有しないものであって、当該被牽引自動車の一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によってささえられる構造のものに限る。）に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所
	屋外貯蔵所	屋外の場所において第2類の危険物のうち、硫黄、硫黄のみを含有するもの若しくは引火性固体（引火点が0℃以上のものに限る。）又は第4類の危険物のうち第1石油類（引火点が0℃以上のものに限る。）、アルコール類、第2石油類、第3石油類、第4石油類若しくは動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所
取扱所	給油取扱所	給油設備によって自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う取扱所（当該取扱所において併せて灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量4,000L以下のタンク（容量2,000Lを超えるタンクにあっては、その内部を2,000L以下ごとに仕切ったものに限る。）に注入するため固定した注油設備によって危険物を取り扱う取扱所を含む。）
	販売取扱所	店舗において容器入りのままで販売するため危険物を取り扱う取扱所で次に掲げるもの ・第1種販売取扱所…指定数量の倍数が15以下のもの ・第2種販売取扱所…指定数量の倍数が15を超え40以下のもの
	移送取扱所	配管及びポンプ並びにこれらに付属する設備（危険物を運搬する船舶からの陸上への危険物の移送については、配管及びこれに付属する設備）によって危険物の移送の取扱いを行う取扱所（当該危険物の移送が当該取扱所に係る施設（配管を除く。）の敷地及びこれとともに一団の土地を形成する事業所の用に供する土地内にとどまる構造を有するものを除く。）
	一般取扱所	給油取扱所、販売取扱所、移送取扱所以外の取扱所

2 危険物施設に係る適用除外

- (1) 危険物規制の規定は、航空機、船舶、鉄道又は軌道による危険物の貯蔵、取扱い又は運搬には、これを適用しない。
(法第16条の9)

したがって、航空機、船舶、鉄道及び軌道による貯蔵、取扱い又運搬は、消防法第3章の規定が適用されず、他法令により規制されている。ただし、外部の施設からの給油等を行う場合についてまで適用を除外されるものではない。

- (2) 石油パイプライン事業法第40条の規定に基づく事業用施設（導管、タンク等）についても法第3章の規定は適用しない。

- (3) 発電所、変電所、開閉所その他これらに準ずる場所に設置される危険物を収納している機器類のうち、変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、しゃ断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの附属装置で機器の冷却若しくは絶縁のため油類を内蔵して使用するもの（油入ケーブル用のヘッドタンク、別置型変圧器油冷却器等）については、危険物関係法令の規制の対象としない。

なお、発電所等に設置される前、及び発電所等から取り外された後の変圧器等は、危険物関係法令の規制となる。
(昭和40年9月10日自消丙予発第148号)

- (4) 自動車の燃料タンクに収納している危険物については、危険物関係法令の規制の対象としない。
(昭和49年7月30日消防予第102号)

- (5) 内部にナトリウムを封入した自動車用エンジンバルブは、自動車エンジン内部という極めて過酷な環境下においても、容易に損傷しない構造であり、バルブごとに取り扱うことで危険物保安上支障ないと考えられるため、当該バルブを集積した際にナトリウムの量を合算して危険物関連の規定を適用する必要はないこと。

ただし、運搬に関する基準は適用されるものであること。

なお、当該バルブにナトリウムを封入する工程は危険物の取扱いに該当し、量に応じて危険物関連の規定が適用されるものであること。
(平成31年4月19日消防危第81号)

- (6) 消防法で規制する設備は、主に据え置きで使用する設備であるため、移動可能な設備（可搬式等）は規制の対象とはならない。そのため、蓄電池設備についても、移動可能なEV車については消防法の規制の対象とはならない。（令和4年度 蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会第2回会議における意見と消防庁の回答）

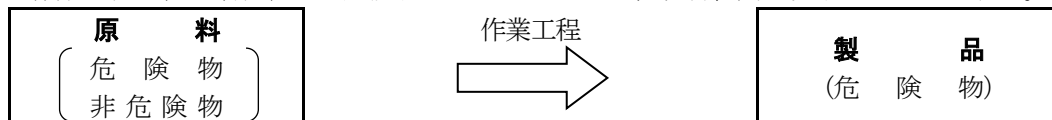
第3 危険物施設の規制範囲及び留意事項

1 規制範囲

施設区分の分類は、前記第2が基本であるが、規制範囲は、次に示すとおりとする。

2 製造所

製造所とは、最初に用いる原料が危険物であるか非危険物であるかを問わず、その施設内において種々の作業工程を経た最終製品が危険物であるものをいい、規制範囲は以下のとおりとする。



- (1) 製造所は、危険物の製造が目的であるから、加工を目的とするものは、製造所に該当せず取扱所に属する。
(昭和34年10月10日国消甲予発第17号質疑)

加工とは、沈降等による不純物の除去、比重分離による物品の除去、白土処理等による脱色等が該当する。したがって、反応、蒸留等は製造所に該当する。

- (2) 規制の範囲は原則として、建物内に設置するものにあつてはその棟全体を一の製造所とし、屋外に設置する場合にあつては一連の工程をもって一の規制範囲とすること。

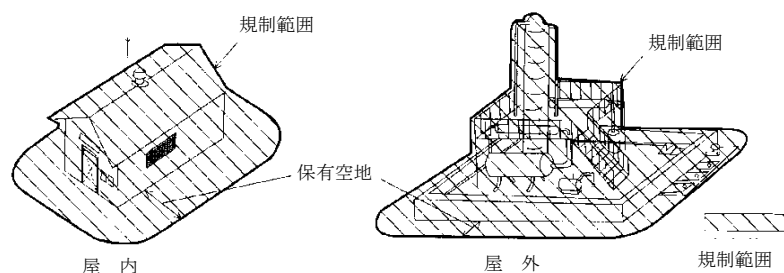
その他特殊な取扱いにあっては、以下の通りとすること。

ア 製造工程が2棟以上の建築物にわたる場合は、1棟の建築物ごとに一の製造所として規制

イ 製造工程が建築物と屋外工作物にわたる場合は、それぞれ1棟の建築物ごと、一の屋外工作物ごとに一の製造所として規制。ただし、屋外工作物が、作業工程上建築物と一体性を有すると認められる附属設備であるときはこの限りでない。

ウ ア、イ以外の場合、危険物の取扱いが客観的に一連の行為であること、他の施設から独立性があること等を考慮し総合的に判断する。

規制範囲の例



(3) 製造所における危険物以外の物品の製造 (平成24年8月28日消防危第199号)

製造所において、当該施設の設備を用いて危険物に該当しない物品を製造可能な場合があるが、以下の要件を満たす場合は、当該物品の製造を認めてもよい。

- ① 当該物品は、当該物品が触れる可能性のある設備の材質に悪影響を与えないものであること。
- ② 当該物品は、当該製造所で取り扱う危険物と有毒ガスの発生や火災性状の変化等悪影響のある反応を起こさないものであること。
- ③ 当該物品は、当該製造所に設置されている消火設備で有効に消火できるものであること。
- ④ 当該物品は、消防活動等に支障を与えないものであること。

(4) 製造所における危険物の充填 (平成24年8月28日消防危第199号)

製造所において、当該施設の設備の運転に必要な範囲での危険物の詰替え又は充填（廃油の処理等）を行うことについて、防火上支障のない場合には、製造に伴う取扱いとして認めてもよい。

(5) 製造所における危険物の容器への詰替え (令和2年3月16日消防危第67号)

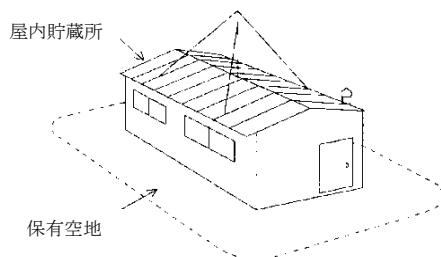
製造所において、製造した危険物を品質管理等のため製造所内にて容器へ詰め替える場合において、危険物を収納した容器が製造所内に滞留することのないよう、詰替え後、速やかに当該容器を貯蔵所等に運搬する工程は一連の危険物の製造工程として捉え、認めて差し支えない。

3 貯蔵所

(1) 屋内貯蔵所

- ① 一棟（独立・専用の建築物）ごとに規制すること。なお、隔壁で区画された複数の室がある場合でも一の貯蔵所として規制すること。（政令第10条第1項）

規制範囲の例



- ② 屋内貯蔵所において、貯蔵のための取扱いは良いが、貯蔵の概念を離れる指定数量以上の危険物の取扱いはできない。この場合は、屋内貯蔵所以外に別の一般取扱所を設置して取扱うも

のすること。

(昭和37年4月6日自消丙予発第44号)

- ③ 危険物製造所等で製造された危険物（塗料類）を、屋外に荷役用上屋を設けて危険物運搬用トラックに積み込むために一時的に貯蔵する施設を設置することは認められない。この場合、業務の形態から判断して貯蔵所として規制される。(昭和56年4月28日消防危第52号)

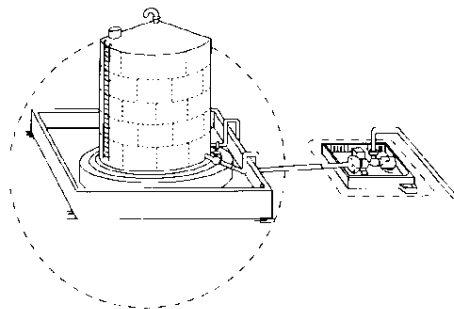
- ④ 岸壁に接して繋留された、台船内部に塗料倉庫を設けることについては、法第3章の規定の適用は受けるが、法第10条第4項に規定する位置、構造及び設備の基準に適合するものとはならないので、その設置を認めることはできない。

(昭和51年7月12日消防危第23-19号)

(2) 屋外タンク貯蔵所

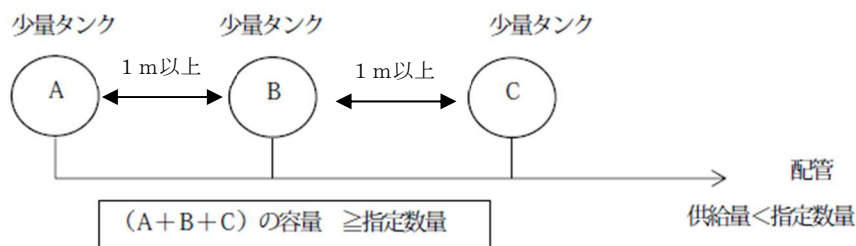
- ① 貯蔵タンク1基ごとに規制すること。
② 分割した貯蔵タンクであっても、一の貯蔵所として規制すること。
③ 共用のポンプ設備、防油堤等で複数の貯蔵タンクに係る規制については、指定数量の倍数が最も大なる（主たるタンク）施設の付属設備として規制すること。

規制範囲の例



- ④ 指定数量未満のタンクを複数連結して給油を行う場合において、タンク容量の合計が指定数量以上となる場合でも、貯蔵を主な目的とし、1日の取扱い(給油)量が指定数量未満のときは、貯蔵に伴う取扱いとして火災予防条例による少量危険物貯蔵所とする。

(昭和55年6月3日消防危第73号)



なお、複数の少量危険物タンクを設ける場合においても、タンク間の距離を1 m以上確保することにより、それぞれのタンクを一の貯蔵場所として取り扱うことができる。

(昭和41年6月3日自消丙予発第73号)

(令和2年3月17日消防危第71号)

- ⑤ 鋼製の外箱（人が出入りが可能なもの）内にタンクを設置する場合、当該外箱を屋内設置として規制すべきか、屋外設置とすべきかは建築基準法令によること。

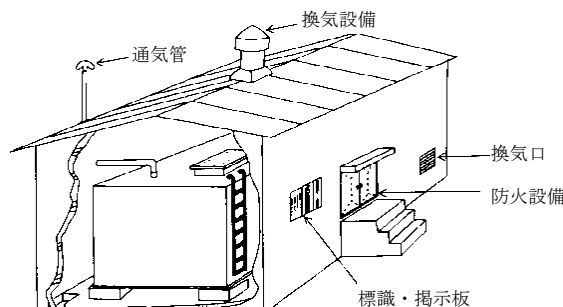
(令和5年度危険物等事故防止ブロック連絡会議消防庁質疑回答)

(3) 屋内タンク貯蔵所

- ① 屋内貯蔵タンクの基数に係わらず、タンク専用室ごとに規制すること。

したがって、同一のタンク専用室に複数の屋内貯蔵タンクを設置する場合、個々のタンク容量が指定数量未満であっても、合計した量が指定数量以上となるものは、一の屋内タンク貯蔵所として規制するものとする。

規制範囲の例



- ② 鋼製の外箱（人が出入りが可能なもの）内にタンクを設置する場合、当該外箱を屋内設置として規制すべきか、屋外設置とすべきかは建築基準法令によること。

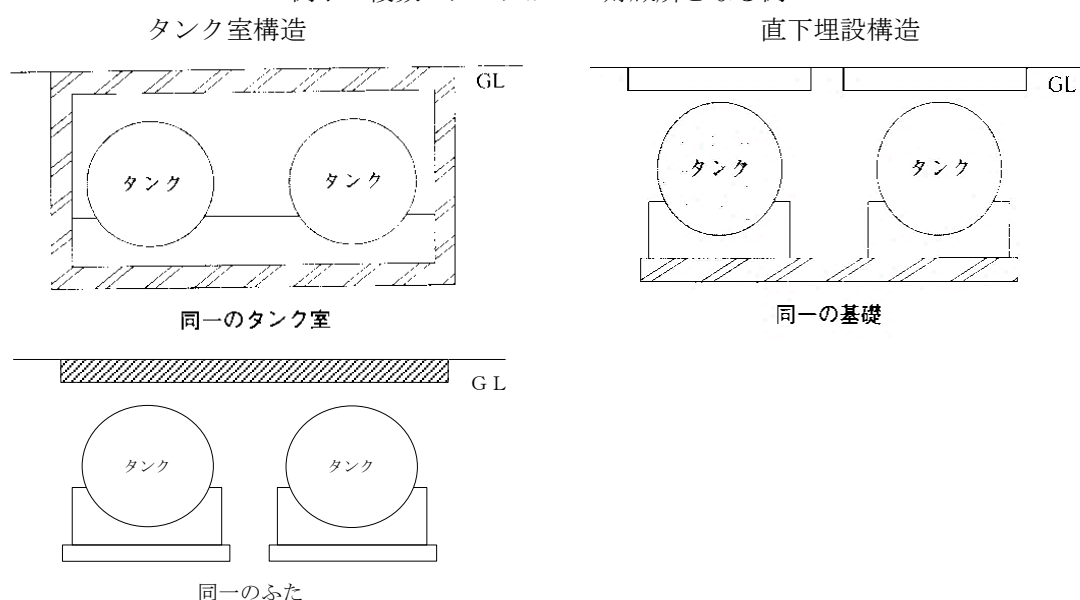
（令和5年度危険物等事故防止ブロック連絡会議消防庁質疑回答）

(4) 地下タンク貯蔵所

地下貯蔵タンク1基ごとに規制すること。ただし、複数の貯蔵タンクが次のいずれかに該当する場合は、一の貯蔵所として規制すること。
（昭和54年12月6日消防危第147号）

- | |
|---|
| <p>① 同一のタンク室内に設置されているもの</p> <p>② 同一の基礎上に設置されているもの</p> <p>③ 同一のふたに覆われているもの</p> |
|---|

例示：複数のタンクが一の貯蔵所となる例

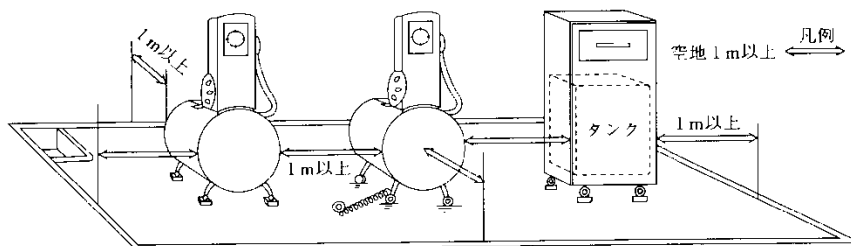


(5) 簡易タンク貯蔵所

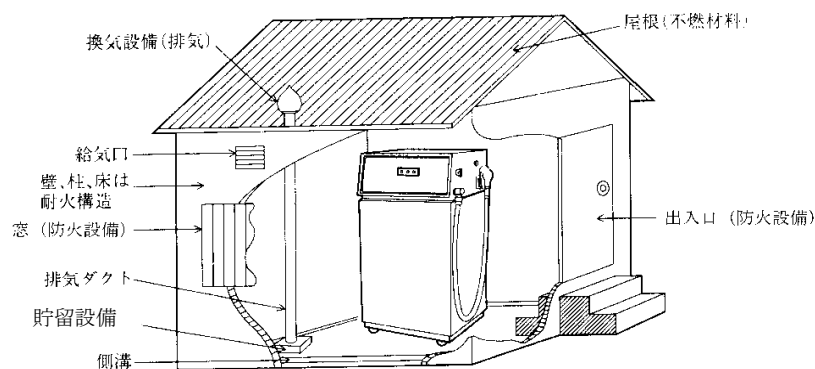
- ① 1簡易貯蔵タンク1基ごとに規制すること。ただし、複数の貯蔵タンクが次のいずれかに該当する場合は、一の貯蔵所として規制すること。

- ア 同一のタンク専用室に設置されているもの
 イ 屋外に設置されている場合で、塀、コンクリート又は排水溝等で区画されているもの

規制範囲の例



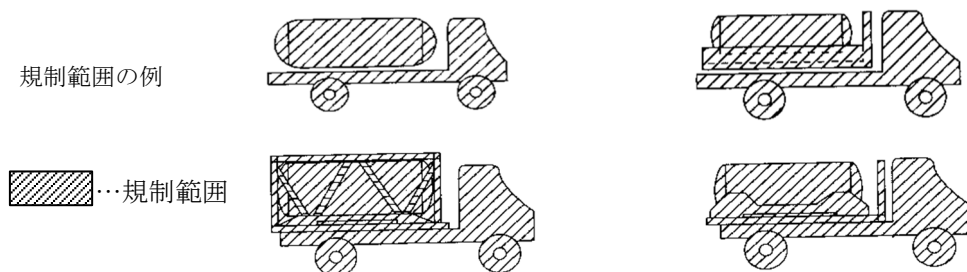
※その他、第8章
を参照すること



(6) 移動タンク貯蔵所

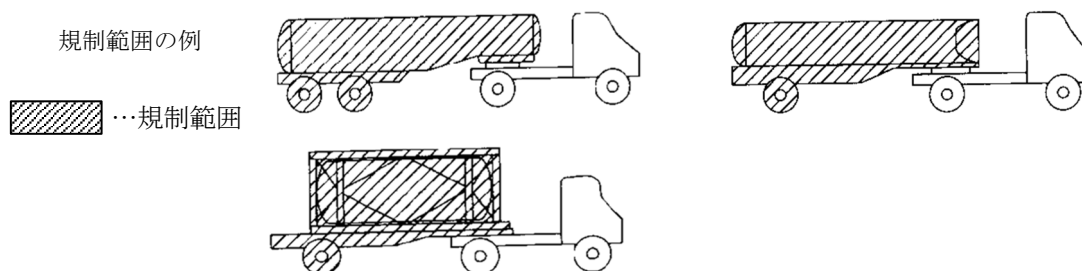
- ① 単一形式で積載以外の移動タンク貯蔵所及び単一車形式で積載式の移動タンク貯蔵所は、下図のとおり貯蔵タンク及び車両も含めて規制すること。 (昭和48年3月12日消防予第45号)

規制範囲の例



- ② 被けん引車形式で積載以外の移動タンク貯蔵所及び被けん引車形式で積載式の移動タンク貯蔵所にあつては、下図のとおり移動貯蔵タンクを積載している部分のみを規制すること。 (昭和48年3月12日消防予第45号)

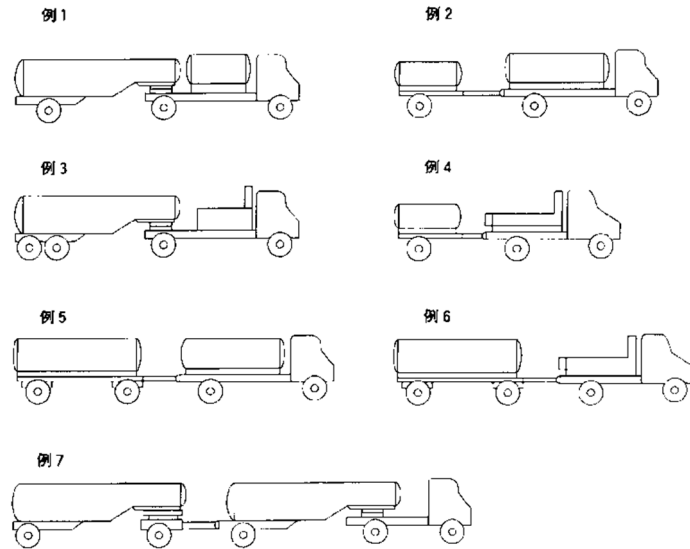
規制範囲の例



③ 移動タンク貯蔵所として認められないもの

次のようなフルトレーラー及び複合タイプのものは、認められていないので留意すること。

(昭和48年3月12日消防予第45号)



④ 道路運送車両法上の検査を要しない構内専用の移動タンク貯蔵所も、設置許可を要する。

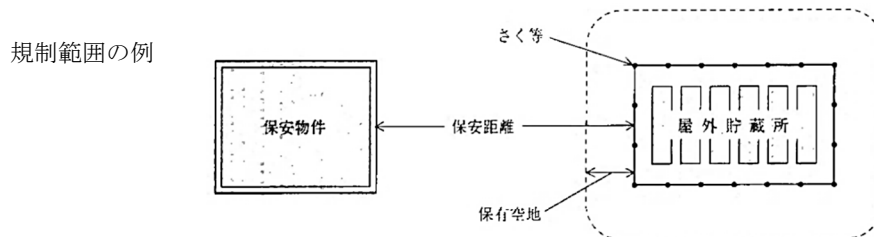
(昭和55年2月21日消防危第24号)

⑤ 空港におけるレフューラ間の積荷の移し替えについては、認められない。

(昭和52年3月25日消防危第46号)

(7) 屋外貯蔵所

① 一の区画ごとに規制すること。(附属工作物、保有空地含む。)



② 危険物を収納したコンテナを自動車に積載するまでの間、屋外に放置されているような作業形態のコンテナの置場を屋外貯蔵所として認めることはできない。

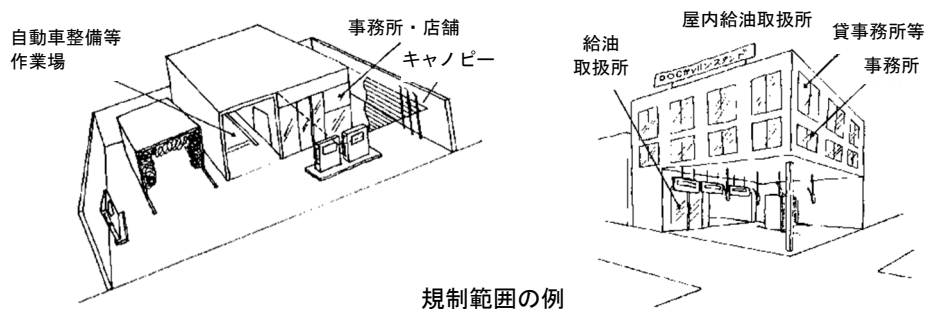
また、コンテナを政令第28条に規定する運搬容器とみなすことはできない。

(昭和45年6月29日消防予第136号)

4 取扱所

(1) 給油取扱所

- ① 区画された一の敷地ごとに規制すること。なお、地下貯蔵タンク（専用タンク、廃油タンク）、簡易貯蔵タンク等取扱所内にあるタンクを含めて規制すること。

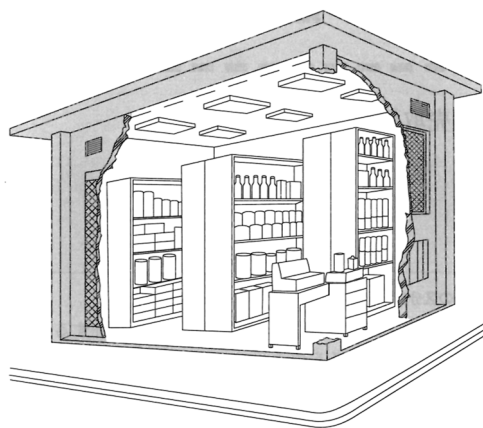


- ② 簡易タンクにより、1日の取扱量が指定数量を超えて、給油、詰替え、小分け販売をしている場合で、固定した給油設備により自動車等の燃料タンクに直接給油することが主な目的であるときは、給油取扱所の簡易タンクであり、詰替え、小分け販売等の取扱いを主な目的とするときは、一般取扱所のタンクである。（昭和37年4月6日自消丙予発第44号）
- ③ 給油取扱所における指定数量未満の危険物の小分けは差し支えないが、指定数量以上の場合は法第10条第1項の規定に違反すると解される。（昭和37年4月6日自消丙予発第44号）
- ※令和5年政令第348号にて、ガソリンの容器への小分け行為は法令上認められた。
- しかし、軽油については、その需要が見込まれないとのことで認められていない。（政令改正時のパブリックコメント回答による）

(2) 販売取扱所

店舗の連続した区画の部分を一の取扱所として規制すること。

規制範囲の例



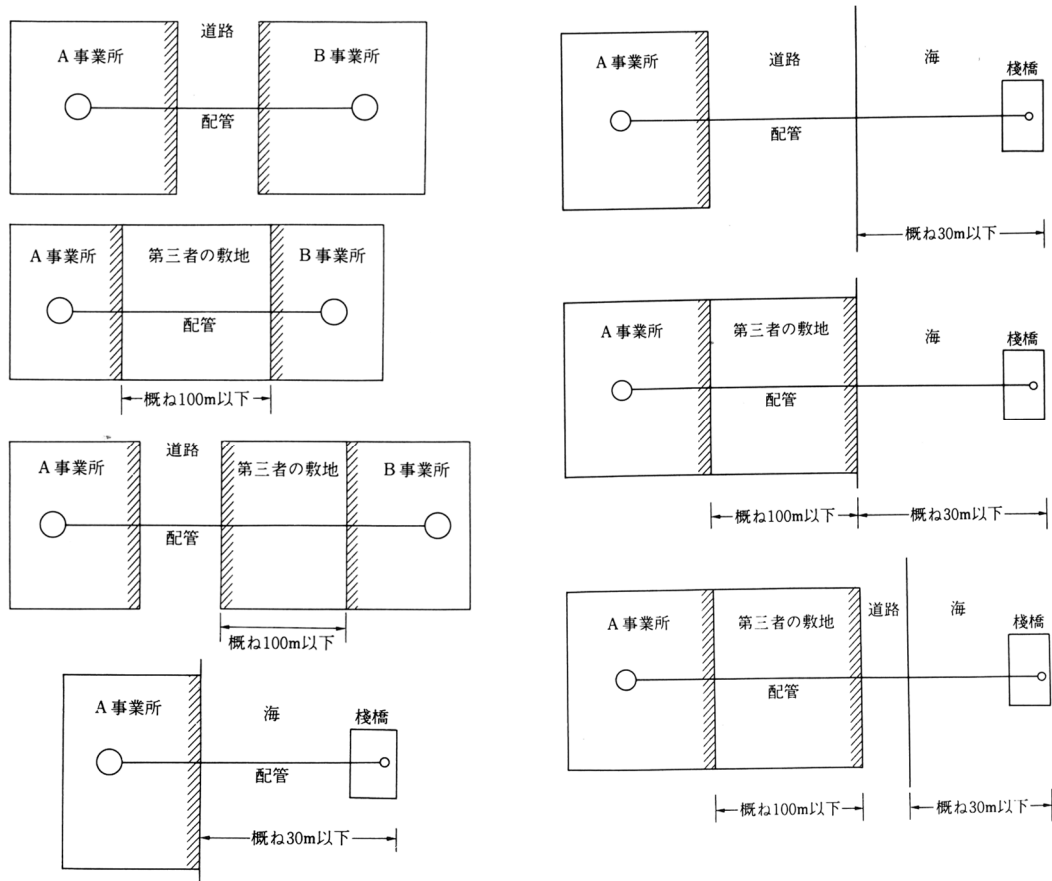
(3) 移送取扱所

移送取扱所については、船舶から陸上に危険物を移送するものにあつては、原則として海上部分から岸壁直近のフランジ等までとし、その他のものにあつては、原則として海上部分からポンプまで又は移送を行うポンプからその他の製造所等までとする。

（昭和49年4月25日消防予第63号）

なお、詳細は、移送取扱所の位置、構造及び設備の基準を参照すること。

規制範囲の例

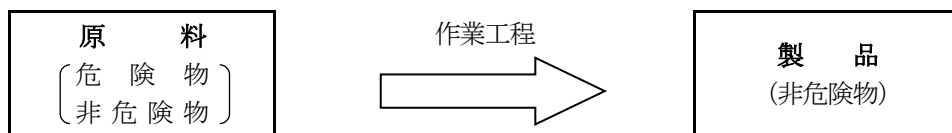


(4) 一般取扱所

- ① 一般取扱所は、前(1)から(3)に掲げる取扱所以外の取扱所で、その他下図のように危険物を原料として種々の化学反応を伴う等、製造所と類似した施設であっても最終製品が非危険物となるものは、一般取扱所として規制すること。

また、危険物を取り扱う塗装、印刷、塗布、洗浄、焼き入れ、放電加工、ボイラー、バーナー、車両に固定されたタンクに液体の危険物を注入、容器詰替、油圧装置、潤滑油循環装置、切削装置、研削装置及び熱媒体循環装置も一般取扱所として規制される。

なお、規則第1条の3第7項第1号（品名から除外されるもの）により、動植物油から除かれるもので、そのタンクに附属する注入口等の部分において、1日に指定数量以上取り扱うものも一般取扱所として規制すること。
(昭和37年4月6日自消丙予発第44号)



- ② 有機ハイドライドの一つであるメチルシクロヘキサン（第1石油類）から水素を製造する（副産物としてトルエンが生じる）施設は、法第2条第7項に規定する危険物には該当しないため、一般取扱所に該当する。
(平成28年3月1日消防危第37号)
- ③ 一般取扱所の規制範囲は製造所と同様に危険物に取扱いが客観的に一連の行為であること、他の施設から独立性があること等を考慮し、総合的に判断する必要があることから、次の事項に基づき規制範囲を特定する。

ア 政令第19条第1項に規定する一般取扱所は、原則的に建物内に設置するものは一棟、屋外に設置するものは一連の工程等をもって一許可単位とする。（以下「一棟規制」という。）

※ 規制範囲は製造所と同様とする。

政令第19条第1項の基準を
適用して設置する施設

一棟規制

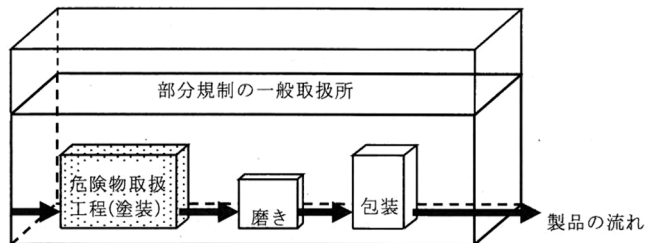
イ 政令第19条第2項に規定する一般取扱所は、危険物を取り扱う区画室、設備、又は屋上の設備等について規則で規定されたものをそれぞれ一許可単位とする。（以下「部分規制」という。）

政令第19条第2項の基準を
適用して設置する施設

部分規制
(区画室単位、設備単位等)

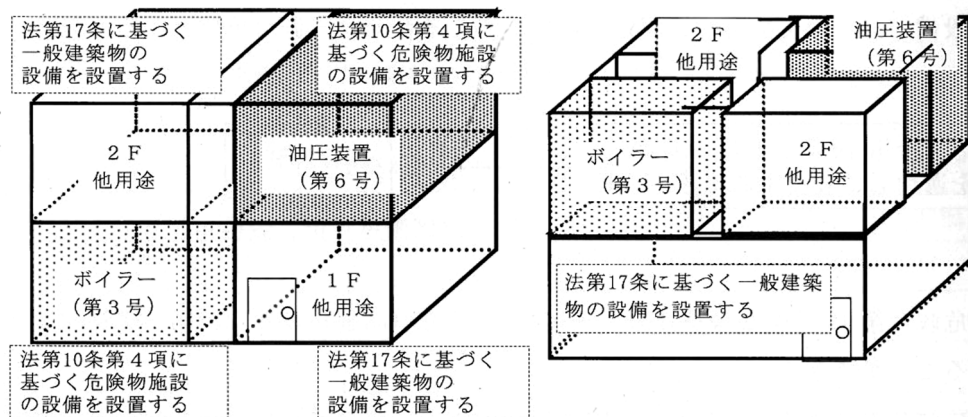
- ・ 政令第19条第2項第4号（充頼）、第5号（詰替）以外は、同一建物内に複数設置することができる。
- ・ 政令第2条及び第3条の危険物施設のうち、部分規制されたものも同一建物内に設けることができる。
- ・ 部分規制の一般取扱所において、危険物を取り扱う工程と危険物を取り扱わない工程がある場合には、その工程も含めて政令第19条第2項とすることができる。

部分規制の一般取扱所の例



(ア) 区画室単位の部分規制は、当該区画された室を規制範囲とする

規則第28条の55第2項（吹付）、第28条の55の2第2項（洗浄）、第28条の56第2項（焼入れ）、第28条の57第2項（ボイラー）、第28条の60第2～3項（油圧装置）、第28条の60の2第2項（切削装置）、第28条の60の3第2項（熱媒体油循環装置）



区画単位の規制パターンのうち階層設置の例

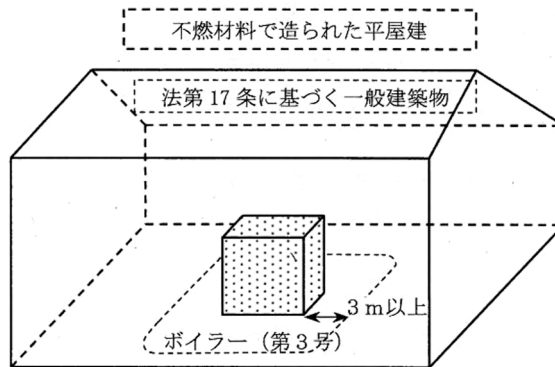
区画単位の規制パターンのうち同一階設置の例

※ 離れて設置された区画室を合わせて一の一般取扱所とする特例は認められない。

(イ) 設備単位の部分規制は、当該設備を規制範囲とする

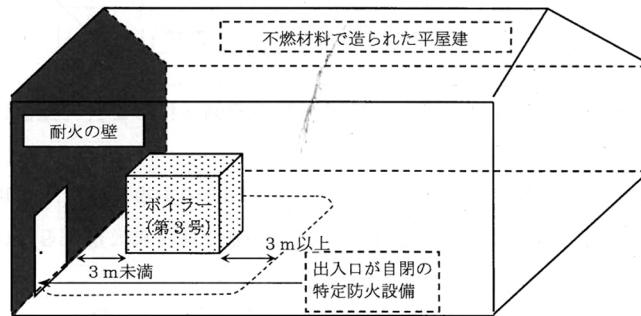
〔 規則第28条の55の2第3項（洗浄）、第28条の56第3項（焼入れ）、第28条の57第3項（ボイラー）、第28条の60第4項（油圧装置）、第28条の60の2第3項（切削装置） 〕

設備単位の部分規制の例



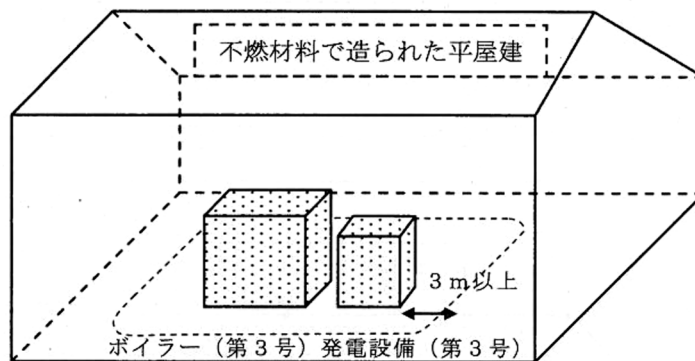
周囲の空地内に建築物の壁及び柱がある場合は、当該壁及び柱が耐火構造であり、壁に出入口以外の開口部がないこと。（出入口は随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備であること。）

設備単位の部分規制の例



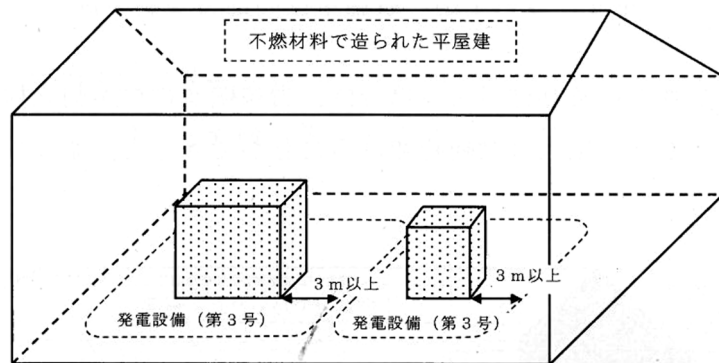
a 同じ基準を適用する施設をまとめて一の一般取扱所とする場合の主たる取扱形態は、次の順によること。ここで、各々の設備の指定数量の倍数を合算した場合、設備単位の規制内の指定数量の倍数未満であること。

- ・ 取り扱う危険物の指定数量の倍数が大きいもの
- ・ 取扱い面積の広いもの
- ・ 低引火点危険物を使用しているもの



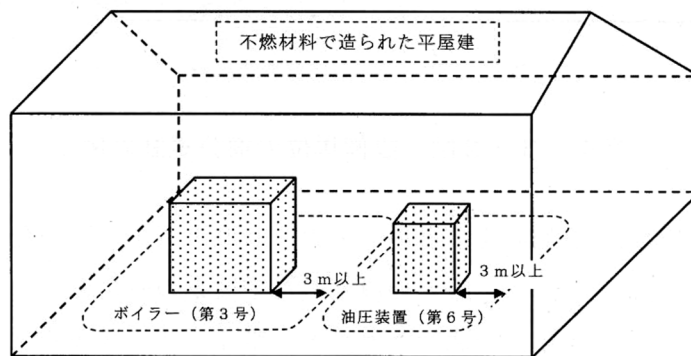
同一の取扱形態をまとめて、設備単位の1許可施設にした例

- b 同じ基準を適用する施設を複数設置し、危険物を取り扱う設備の周囲に幅3 m以上の空を相互に重ならないように設けた場合は、別の許可施設として扱うことができる。ここで、各々の設備の指定数量の倍数は、各々の設備単位の規制内の指定数量の倍数未満であること。



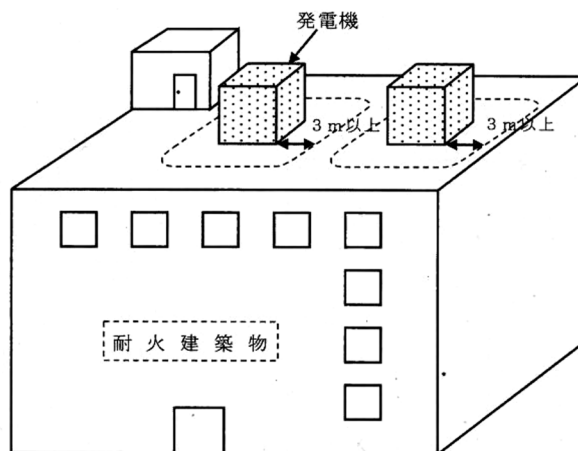
同一の取扱形態を設備単位の2許可施設にした例

- c 同一室内に、異なる基準を適用する一般取扱所を複数設置する場合は、危険物を取り扱う設備の周囲に幅3 m以上の空地は、相互に重ならないこと。

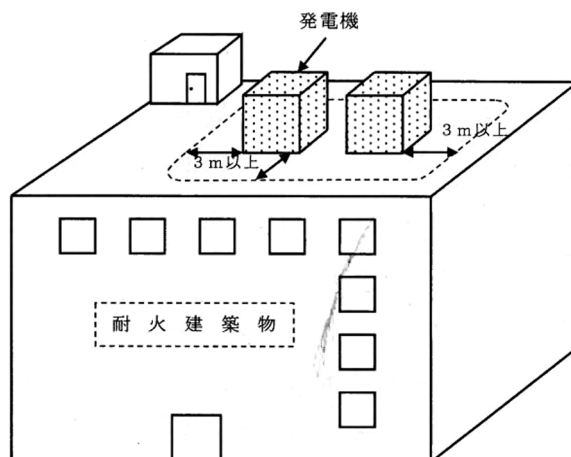


異なる取扱形態を設備単位の2許可施設にした例

- (ウ) 屋上の設備規制は、当該設備（ボイラー又はバーナーで危険物を消費するものに限る）を規制範囲とする。（規則第28条の57第4項）

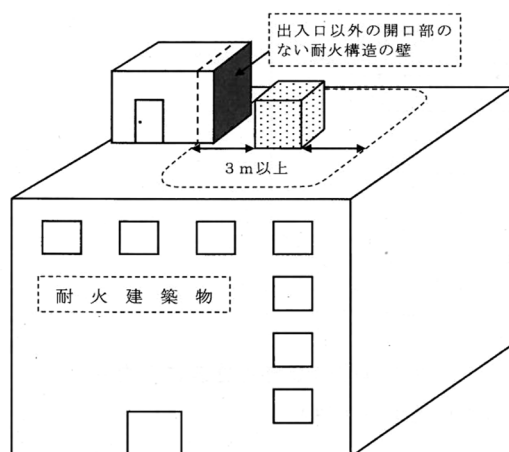


屋上に発電機を設置するため、設備単位の2許可施設にした例（各々の発電機の指定数量の倍数は10未満）

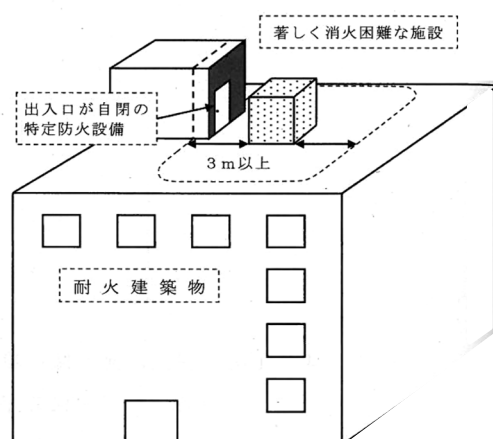


2 許可施設としないで、まとめて 1 許可施設にした例（各々の発電機の指定数量の倍数を合算した値は 10 未満）

周囲の空地に建築物の壁及び柱がある場合は、当該柱が耐火構造であり、壁に出入口以外の開口部がないこと。（出入口は随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備であること。）



周囲の空地内に出入口以外の開口部がない耐火構造の壁がある例



周囲の空地内にある建築物の壁に自閉の特定防火設備がある例

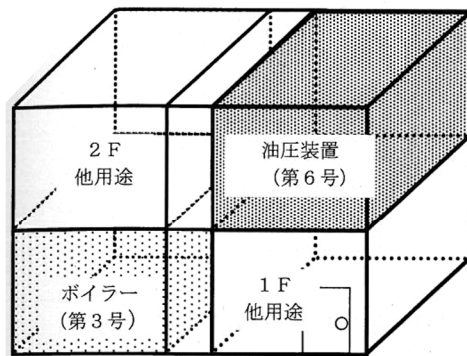
ウ 複数の異なった取扱形態を有する一般取扱所

（ア）政令第 19 条第 2 項各号のうち、一の号の取扱形態を有し、かつ、それ以外の取扱形態も有する一般取扱所（「以下複数の異なった取扱形態を有する一般取扱所」という）は、前イの部分規制の基準が適用できないので、政令第 19 条第 1 項又は第 2 項の基準の特例適用施設とすることができる。また、この場合は次によること。

- ・ 当該一般取扱所の主たる取扱形態は前イ（イ）a によること
- ・ 当該一般取扱所を区画単位として規制する場合には、第 14 章 一般取扱所 第 15 「複数の取扱形態を有する一般取扱所」によること。
- ・ 当該一般取扱所を設備単位として規制する場合には、政令第 19 条第 2 項各号の基準をそれぞれ満足させること。

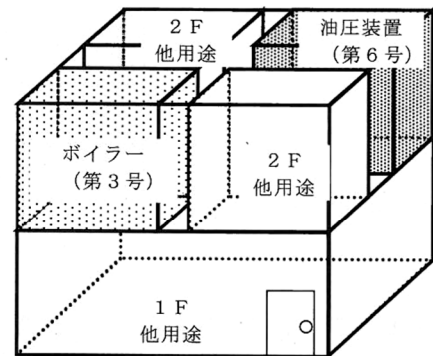
【特例適用の区画室単位の規制パターン】

特例を適用した政令第19条第1項又は第2項で、異なる取扱形態を区画室単位の1許可施設とした例



保有空地、保安距離は不要とする

階層の場合

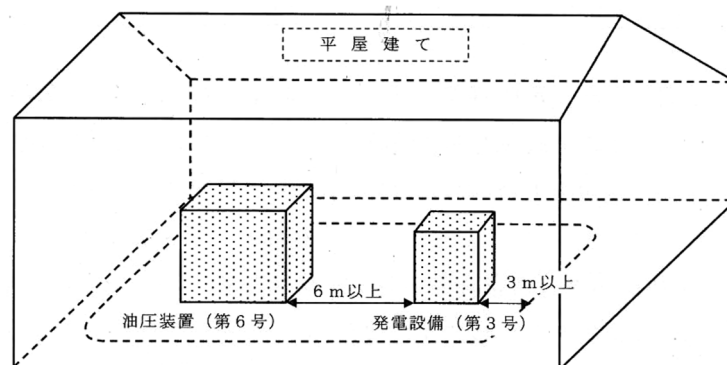


保有空地、保安距離は不要とする

同一階の場合

【特例適用の設備単位の規制パターン】

特例を適用した政令第19条第1項又は第2項で、異なる取扱形態を設備単位の1許可施設とした例



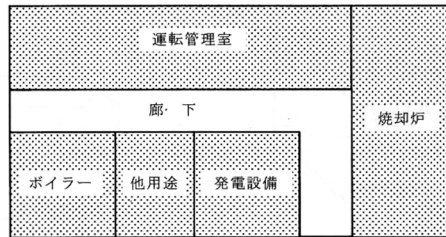
設備単位の1許可施設とした例

(イ) 建築物内に政令第19条第2項第1号から第3号（吹付、洗浄、焼付け、ボイラー又はバーナー）第6号から第8号（油圧装置、潤滑油循環装置、切削装置、熱媒体油循環装置）に掲げる〔下記bの「設備単位による規制ができる場合」は第1号（吹付）又は第8号（熱媒体油循環装置）を除く。〕一の一般取扱所と同様の形態を有する一般取扱所を複数設置するのは、次のいずれかの規制範囲とすることができる。

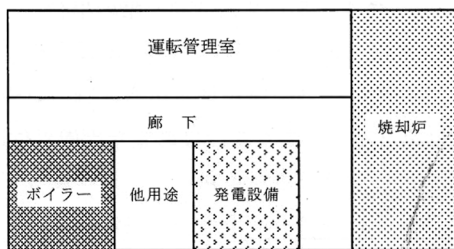
a 区画単位での規制ができる場合

- ・ 政令第19条第1項で規制する場合
- ・ 建物全体を政令第19条第2項で規制する場合

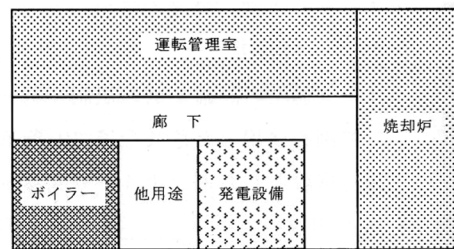
政令第19条第1項又は第2項の特例で1許可施設とした例



- ・ 危険物を貯蔵、取り扱う室又は隣接する複数室を区画室単位とした政令第19条第2項



政令第19条第2項の3許可施設と非危険物施設とした例

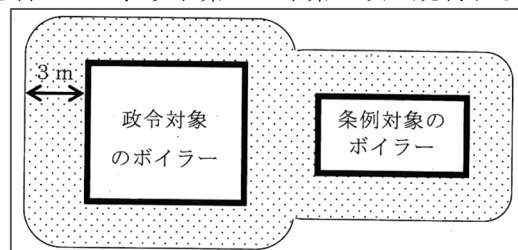


政令第19条第2項の3許可施設とした例

b 設備単位での規制ができる場合

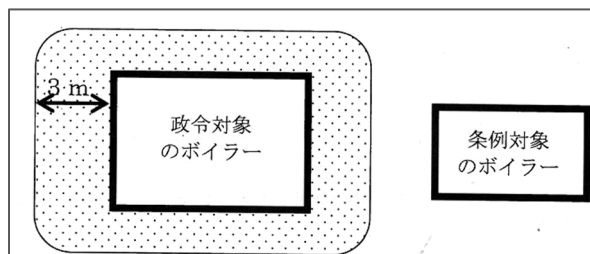
- ・ 政令第19条第1項で規制する場合
- ・ 建物全体を政令第19条第2項で規制する場合
- ・ 政令対象設備と条例対象設備を合わせて、政令第19条第2項で規制する場合

規則28条第1項又は第2項の特例で1許可施設とした例



- ・ 政令対象設備のみを政令第19条第2項で規制し、条例対象設備は条例の基準とするもの

規則28条の5第3項の一般取扱所と少量危険物の例



第4 指定数量の倍数の算定方法

指定数量の倍数の算定方法は、次のとおりとする。

1 製造所

(1) 許可数量の算定

許可数量算定の基本は次によること。

(昭和34年10月10日国消甲予発第17号)

- ① 1日を単位とする最大取扱数量をもって算定する。
- ② 一工程を2日以上にわたって行う場合は、工程中、最大取扱数量となる日をもって算定する。
- ③ 油圧装置等、工程に付随して危険物を取り扱う設備については、各々一般取扱所の数量算定方法により算定した数量を合算する。

(2) 許可数量を算定する場合の基本的事項

次の①～③までのうち、指定数量の倍数が最大のものとすること。なお、附属設備に危険物である熱媒油、潤滑油等の貯蔵、取扱いがある場合は、その滞留量を取扱量として加算すること。

(昭和40年4月15日自消丙予発第71号)

- ① 原料である危険物の総量
- ② 製品である危険物の総量
- ③ 設備等に存する危険物の瞬間最大停滞量

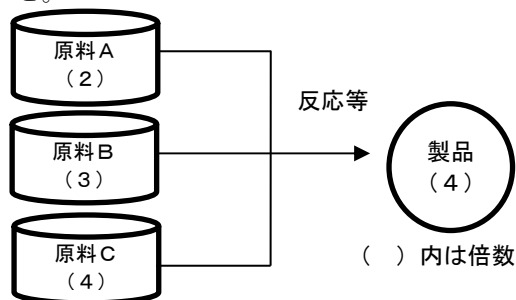
※ 瞬間最大停滞量で算定を行う場合は、反応缶、20号タンク等主要な設備に滞留する容量の合計をいい、配管内、熱交換器内等に滞留する容量は、算定数量として計算する必要はない。

※ 熱媒等（熱媒装置等）を他の施設から循環して使用している場合にあっては、総循環量（循環量×時間）又は熱媒装置等のタンク容量の大なる方で算定すること。

(3) 製造工程がそれぞれ異なる場合の算定例

① 原料が反応等によりすべて製品となる場合

1日単位で見て原料に係る危険物と製品危険物とを比較し、指定数量の大きい方をその工程の許可数量とし、複数の工程が同時に存在する場合には、それらを合算して許可数量等を算定すること。

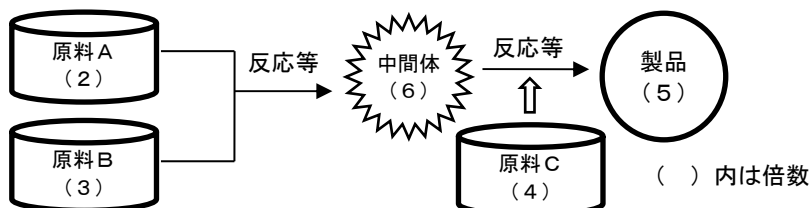


原料の倍数 $(2 + 3 + 4) = 9 > \text{製品の倍数 } 4$

したがって、原料に係る危険物の数量を許可数量とする。

② 原料を投入後、中間体危険物となり、原料を追加して製品危険物を製造する場合

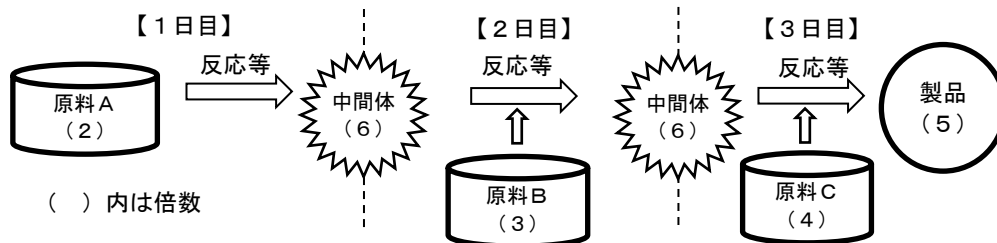
1日単位で見て、原料と追加原料を合算したもの、中間体危険物と追加原料を合算したものと及び製品危険物を比較し、指定数量の大きい方をその工程の許可数量等とすること。ただし、中間体危険物が不安定で速やかに製品危険物に移行する場合を除く。



原料の倍数 $(2 + 3 + 4) = 9 < \text{中間体の倍数} + \text{原料C} (6 + 4) = 10 > \text{製品の倍数} \quad 5$
したがって、中間体及び原料Cに係る危険物の数量を許可数量とする。

③ 製造工程が複数の日にかかる場合

それぞれの日ごとに工程中の危険物を算定すること。



1日目：原料A 2 = 中間体 a 2 → 倍数は 2

2日目：中間体 a 2 = 原料B (2 + 3) = 5 > 中間体 b 4 → 倍数は 5

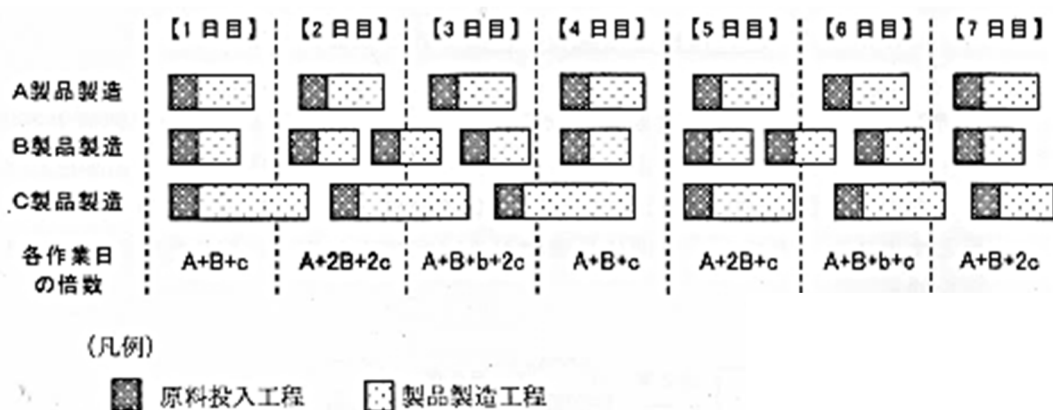
3日目：中間体 b 2 = 原料C (4 + 4) = 8 > 製品 6 → 倍数は 8

したがって、3日目の中間体 b 及び原料Cに係る危険物の数量を許可数量とする。

④ 複数の製品を製造する場合（それぞれの製品製造工程に要する時間が異なる場合）

前アからウにより製品ごとに各作業日の倍数を算定し、最大となる日の取扱数量及び倍数とすること。

それぞれの工程に要する時間が異なるので、許可数量等を算定する場合は全工程を時系列で作図し、一日の取扱倍数が最大となる日の取扱数量及び倍数とすること。



(凡例)

■ 原料投入工程 ▨ 製品製造工程

(条件)

1 倍数について

原料A > 製品a = 原料B > 製品b = 製品c > 製品C

2 原料投入後すぐに製品危険物に該当する危険物となる。

3 作図の範囲は、紙面の関係で7日目までとする。

したがって、2日目の危険物の数量を許可数量とする。

(4) 共通事項

① 20号タンクの容量の算定は、3(1)の共通事項に掲げる算定によること。

② 特殊な構造及び設備を用いることにより当該タンク内の危険物の量が当該タンク内容積から空間容量を差し引いた容積を超えない一定量を超えることのないものの容量は、当該一定量とすること。
(政令第5条)

特殊な構造及び設備のタンクについては、第3章 製造所 第19「20号タンク」2.(2)を参照すること。

2 屋内貯蔵所

(1) 貯蔵倉庫単位の最大貯蔵量とすること。

なお、容器を積み重ねて貯蔵する場合は、容器の積み重ね高さを3 m（第4類のうち第3石油類、第4石油類及び動植物油類を収納する容器のみを積み重ねる場合にあっては4 m、機械により荷役する構造を有する容器のみを重ねる場合にあっては6 m）とする必要があり、最大貯蔵量に留意すること。（規則第40条の2）

ただし、第2種又は移動式以外の第3種消火設備の設置を必要とする屋内貯蔵所については、当該消火設備により有効に消火できる貯蔵高さとすること。

3 屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所

(1) 共通事項

① タンクの容積の算定方法

ア 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの内容容積及び空間容積は、規則第2条、第3条で定めるほか、平成13年3月30日消防危第42号「タンクの内容容積の計算方法について」の計算方法に従って算出するものとする。

イ 前項のタンク容量は、当該タンクの内容容積から空間容積を差し引いた容積とすること。

（令第5条）

② タンクの内容容積の計算方法

令第5条第1項の総務省令で定めるタンクの内容容積（屋根を有するタンクにあっては、当該屋根の部分を除いた部分。以下同じ。）の計算方法は、次の各号のとおりとする。（規則第2条）

ア 容易にその内容容積を計算し難いタンクは、当該タンク内容容積の近似計算によること。

イ 前号以外のタンクは、通常の計算によること。

※ 具体的なタンク内容容積の計算方法については、別記14「タンクの内容量の計算方法」によること。

③ タンクの空間容積の計算方法

政令第5条第1項の総務省令で定めるほか、タンクの計算方法は次のとおりとする。

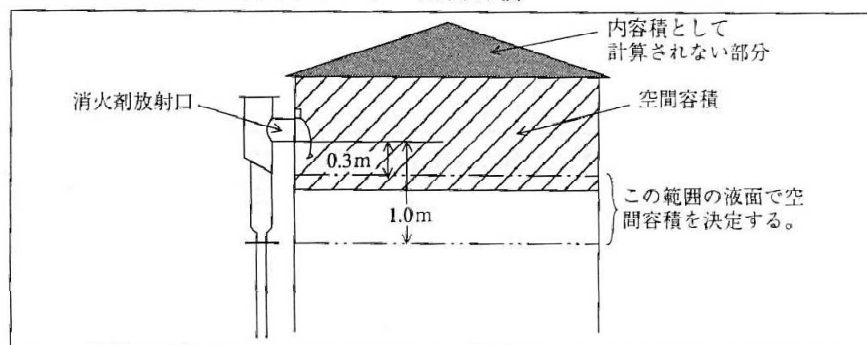
（規則第3条）

ア タンクの内容容積に5/100以上10/100以下の数値を乗じて算出すること。

イ 第3種消火設備（消火剤放射口をタンク内の上部に設けるものに限る。）を設ける屋外タンク貯蔵所又は屋内タンク貯蔵所の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク及び製造所又は一般取扱所の危険物を取り扱うタンクの空間容積は、当該タンクの内容容積のうち、当該消火設備の消火剤放射口の下部0.3 m以上1 m未満の面から上部の容積とする。

ウ 特定屋外タンク貯蔵所の特定屋外貯蔵タンクにあっては、イに定める容積又は告示（告示第2条の2）で定める液面揺動に基づいた容積のいずれか大なる容積とすること。

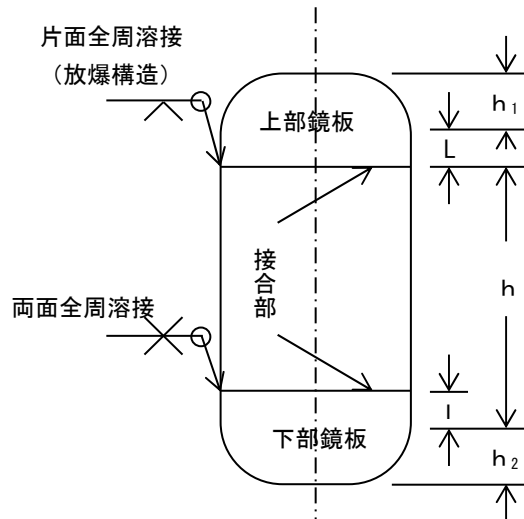
第3種の消火設備を設けたタンクの空間容積



④ 留意事項

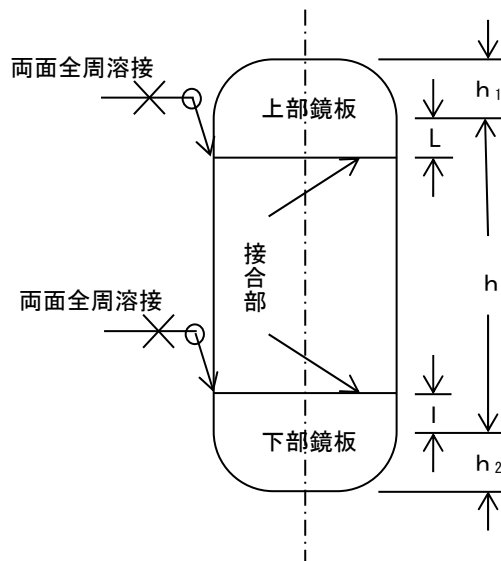
縦置円筒型のタンクの容量計算にあつては、下記の部分の寸法の取り方について留意すること。
(第15回全国消防長会 危険物委員会会議結果)

ア 放爆構造となっているもの



放爆構造となっているものにあつては、放爆構造の部分 ($h_1 + L$) が屋根に該当するものである。

イ 放爆構造となっていないもの



放爆構造となっていないものにあつては、内容量は、全容量とすること。

ウ タンク内部に介在する比較的大規模の大きな工作物（サクションヒーター等）については、これらの装置類の容積を除いた内容積とすること。

(2) 屋外タンク貯蔵所

① 浮屋根式タンク（フローティングタンク）

ア 浮屋根が浮屋根としての機能を維持できる高さの最高部の位置にあるときの浮屋根面下の当該タンクの容積以下の容積とすること。

イ 液面高さについては、当該タンクに設置された散水配管及び固定泡放出口等により浮屋根が

揺動した場合に浮屋根の浮室等の損傷が生じない程度の液面高さとすること。

② 固定屋根式タンク（コンルーフタンク）

ア 空間容積は、規則第3条の規定によること。

イ 屋根部分容積は、タンク内容積及び空間容積には含まないものとする。

ウ 中仕切タンクは、タンク室ごとに数量算定を行い、各タンク室の算定数量の合計量とすること。

(3) 屋内タンク貯蔵所

① 容量は、(1)「共通事項」の例によること。

② 一のタンク専用室に2以上の屋内貯蔵タンクを設ける場合は、当該2以上のタンクの容量の合計量とすること。

③ 一のタンク専用室に2以上の指定数量未満の屋内貯蔵タンクを設ける場合で、当該2以上のタンクの容量を合計し、その総量が指定数量以上となるときは、屋内タンク貯蔵所として規制すること。

(4) 地下タンク貯蔵所

① 容量は、(1)「共通事項」の例によること。

前第3.3(4)「地下タンク貯蔵所」に示す2以上の地下貯蔵タンクが一の地下タンク貯蔵所となっている場合は、2以上のタンクの総容量とすること。

② 2以上の指定数量未満の地下貯蔵タンクを同一の基礎上等に設置、又は同一のタンク室内に設置する場合で、当該タンクの総量が指定数量以上となるときは、地下タンク貯蔵所として規制すること。

(5) 簡易タンク貯蔵所

① 容量は、(1)「共通事項」の例によること。

前第3.3(5)「簡易タンク貯蔵所」に示す2以上の簡易貯蔵タンクが一の簡易タンク貯蔵所となっている場合は、2以上のタンクの総容量とすること。

② 2以上の指定数量未満の簡易貯蔵タンクを同一の部屋又は囲い等に設置する場合で、当該タンクの総量が指定数量以上となるときは、簡易タンク貯蔵所として規制すること。

(6) 移動タンク貯蔵所

① 容量は、(1)「共通事項」の例によること。

② 防波板、間仕切板等の容積については、内容積の計算にあたって除かないものであること。

③ 移動貯蔵タンク内部に加熱用配管等の装置類を設けるタンクにあっては、これらの装置類の容積を除くこと。

④ 空間容積

タンクの空間容積は、タンクの内容積の5%以上10%以下とされているが、貯蔵する危険物の上部に水を満たして移送する移動タンク貯蔵所の場合は、その水が満たされている部分もタンクの空間部分に含めること（例えば、二硫化炭素の移動タンク貯蔵所がこれに当たる。）。

(②～④ 昭和48年3月12日消防予第45号)

⑤ 一のタンク室に品名の異なる危険物を交互に積載する場合（以下、「混載」という。）は次によること。
(平成10年10月13日消防危第90号質疑)

ア 混載が認められるもの。

イ 混載としての指定数量の倍数は、最大倍数とし、混載表で明確にしておくこと。

例示 14, 000 Lの場合

類別	品 名	積載数量	指 定 倍 数	比 重	積載重量
第4類	第1石油類（ガソリン）	14,000 L	70倍	0.75	10,500kg
第4類	第2石油類（灯油）	14,000 L	14倍	0.80	11,200kg
第4類	第1石油類（ガソリン）	12,000 L	62倍	0.75	10,600kg
	第2石油類（灯油）	2,000 L		0.80	
第4類	第1石油類（ガソリン）	10,000 L	54倍	0.75	10,800kg
	第2石油類（灯油）	2,000 L		0.80	
	第2石油類（軽油）	2,000 L		0.85	

ウ タンク室全部に同一品名を交互に積載する場合（以下「単品混載」という。）は、単品混載する最大倍数とし、単品混載表で明確にしておくこと。

エ タンク1基の最大容量は、30,000 L以下とすること。

オ タンクコンテナ1基の最大容量は、30,000 L以下とし、タンクコンテナ数基を同時積載する場合は、タンクコンテナの容量の合計が、30,000 L以下となるように積載すること。

カ 危険物積載重量は、原則として車両の最大積載重量範囲内であること。

ただし、比重の大きな危険物を貯蔵する場合には、道路運送車両法の最大積載重量の観点から、空間容積が10%を超えるタンク室（空室となる場合も含む。）が生じる場合であっても差し支えないものとする。また、この場合、許可に係る指定数量の倍数は、指定数量の倍数が最大となる危険物の貯蔵形態について算定して差し支えない。

（平成10年10月13日消防危第90号質疑）

(7) 屋外貯蔵所

柵等で区画されたエリア内において有効に貯蔵できる量を算定するものとする。

ただし、容器を積み重ねて貯蔵する場合は、容器の積み重ね高さを3 m（第4類のうち第3石油類、第4石油類及び動植物油類を収納する容器のみを積み重ねる場合にあつては、4 m）とする必要があり、最大貯蔵量に留意すること。（規則第40条の2）

4 給油取扱所

(1) 専用タンク、簡易タンク及び廃油タンクに収納される危険物の量の総和とすること。

（昭和62年4月28日消防危第38号）

(2) 給油取扱所の付随設備に収納する危険物の数量の総和は、指定数量未満とすること。

（規則第25条の5第3項）

5 販売取扱所

危険物の最大保有量で算定するものとする。

6 移送取扱所

(1) 1日に移送する最大取扱量とすること。

(2) 当該移送取扱所のポンプ（船舶ポンプも含む。）により、1日において実際に入出荷する量の合計の最大値（実質値）を移送する危険物の量とすること。

「ポンプ能力」は、単位時間当たりの吐出量×2.4時間又は実質運転時間とすること。

(3) 複数の配管を1件の許可としたものにあつては、それぞれの配管で移送される危険物の量を合算した数量とすること。

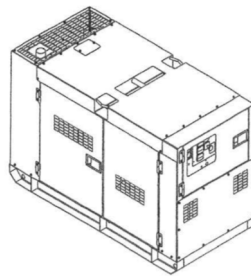
7 一般取扱所

(1) 非危険物を製造する一般取扱所

前1の「製造所」の例に準じて算定すること。ただし、製品は非危険物であるので製品の算定は含まれない。

(2) ボイラー、発電設備等の消費の一般取扱所

- ① 1日における計画又は実績消費量のうち、いずれか大なる数量をもって算定すること。
- ② 非常用のものについては、当該施設の稼働時間、使用実態等の状況から総合的に判断し、実態に即した数量とすること。
- ③ 工事現場等の屋外において、可搬形発電設備を複数設置し、仮設電源として使用する場合、可搬形発電設備相互間に2 m以上の間隔を保有するか、又は防火上有効な塀を設けるなど火災予防上有効な措置を講じれば火災危険性が高まるとは考えにくいことから、このような措置を講じた可搬形発電設備をそれぞれ一の取扱場所とみなしてよい。（令和5年3月24日消防令第63号）



可搬形発電設備の例

(3) 充てん、詰替の一般取扱所

移動タンク貯蔵所等車両に固定されたタンクへの充てん又は鋼製ドラム等の容器への詰め替えのような場合は、1日当たりの最大充てん量とすること。

ただし、政令第19条第2項に規定する容器に危険物を詰め替える一般取扱所については、専用タンクの容量又は取扱数量のうち、いずれか大なる数量をもって算定すること。

(4) 油圧装置、潤滑油循環装置等の一般取扱所

装置系統内のリザーバータンクや配管等を含む総量（瞬間最大停滞量とする。）をもって算定すること。なお、総量について変動がある場合は、その最大となる量とする。

（参考：昭和40年4月15日自消丙予発第71号）

(5) 洗浄作業及び切削装置等の一般取扱所

- ① 洗浄後に危険物を回収し、同一系内で再使用するものは、瞬間最大停滞量
- ② 洗浄後に危険物を使い捨てするもの及び系外に搬出するものは、1日の使用量
- ③ 洗浄後に一部の危険物を使い捨て、残りを同一系内で再使用するものは、瞬間最大停滞量＋1日の使用量

(6) 熱媒体油循環装置等一般取扱所

熱媒体油の常温、常圧における瞬間最大停滞量

(7) 政令第19条第2項各号に規定する複数の取扱形態を有する一般取扱所

それぞれの取扱形態ごとの指定数量の倍数を合算すること。

ただし、合算した指定数量倍数は、それぞれの取扱形態ごとに制限された指定数量のうち、最小の倍数（危険物取扱数量）を超えないものとする。

(8) その他共通事項

- ① 20号タンクの容量計算は、前1「製造所」の算定方法によるほか、特例の一般取扱所について

ては前3(1)の「共通事項」により計算すること。

- ② 特殊な構造及び設備を用いた20号タンクの容量は、第3章 製造所 第19「20号タンク」2(2)を参照すること。

8 容器に収納された危険物

容器に収納された危険物は、容器に標示されているラベル等により品名を判断し、数量を算定する。キログラム表示で記載されているものは、各危険物の比重により、リットルに換算し、算定する。

【計算例】

ガソリン 18 kgの一斗缶（ガソリンの比重=0.737） $\Rightarrow 18 / 0.737 \approx 24.40$

なお、開封済み容器で、容器内に残存している危険物についても、算定対象とし、実容量を算定すること。
(平成30年度危険物ブロック会議結果)

第5 その他の共通事項

1 危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の運用

危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合は、平成27年6月8日消防危第135号「危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の安全対策等に関するガイドラインについて」に基づき指導すること。（★）

2 建築物に設置された免震用オイルダンパーの取扱いについて

建築物に設置された免震用オイルダンパーで、当該オイルダンパー1基が取り扱う危険物の数量は指定数量未満であっても、建築物に設置された全てのオイルダンパーが取り扱う危険物の数量を合計した場合は指定数量以上となる場合については、平成28年3月23日消防危第42号「建築物に設置された免震用オイルダンパーの取扱いについて」に基づき指導すること。（★）

3 プラント等の危険物施設においてドローンを使用する場合の運用

プラント等の危険物施設においてドローンを使用する場合は、平成31年3月29日消防危第51号・消防特第49号「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン等の送付について」（改正：令和2年3月27日消防危第74号・消防特第36号）に基づき指導すること。（★）

4 危険物施設の震災等対策

危険物施設の震災対策については、「「危険物施設の震災等対策ガイドライン」を活用した危険物施設の震災等対策の推進について（通知）」（平成26年5月23日消防危第136号）に基づき指導すること。（★）

5 内部にナトリウムを封入した自動車用エンジンバルブについて

内部にナトリウムを封入した自動車用エンジンバルブを貯蔵することについて大量に貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該バルブは自動車用エンジンのシリンダーヘッドに搭載され、シリンダー内の爆発や高温の燃焼ガスにさらされても変形や摩耗や生じない耐久性を有しているものであるため、バルブからナトリウムが流出する可能性は考えにくいため、当該バルブを集積した際に火災危険性が高まるとは考えにくく、ナトリウムの量を合算して危険物関連の規定を適用する必要はない。

なお、当該バルブは、自動車エンジン内部という極めて過酷な環境下においても、容易に損傷しない構造であり、バルブごとに取り扱うことで危険物保安上支障ないと考えられるが、運搬に関する基準は適用される。また、当該バルブにナトリウムを封入する工程は危険物の取扱いに該当し、量に応じて危険物関連の規定が適用される。
(平成31年4月19日消防危第81号 問14)

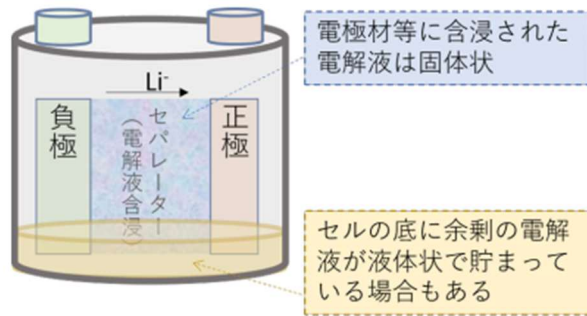
6 リチウムイオン蓄電池の貯蔵

リチウムイオン蓄電池（電解液には危険物第4類第2石油類が使用されている。）を貯蔵する場合は、「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱に係る運用について」（平成23年12月27日消防危第

303号、全部改正：令和6年7月2日消防危第200号）によること。

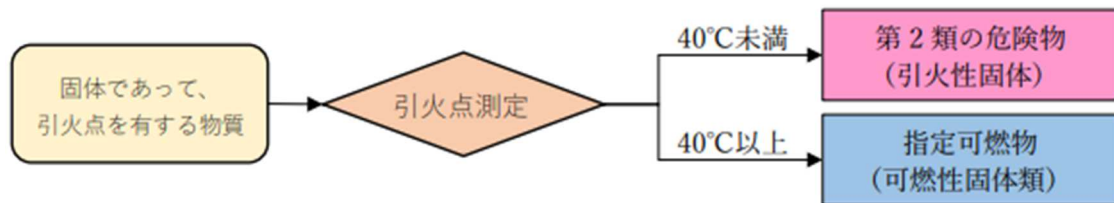
リチウムイオン蓄電池の電解液は引火性液体（第4類の危険物）に該当するものの、当該電解液が電極材やセパレーターに含浸（染みこむこと）され、固体状となっているものがあり、それらについては引火点に応じて第2類危険物（引火性固体）又は指定可燃物（可燃性固体類）に分離される。

電解液を含浸した電極材等の指定数量の算定については、令和5年2月「リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会」における検討報告書において、「電解液を含浸した電極材等については、消防本部等からの問い合わせがあれば回答すること。」となっているため、判断しがたい場合は、これによること。



リチウムイオン蓄電池の電解液が含浸している状態のイメージ

引火点を有する固体の消防法上の分類に関するフローチャート



その他の取扱いについては、以下によること。

- ・リチウムイオン蓄電池

「耐火性収納箱を用いたリチウムイオン蓄電池の荷さばき作業に係る運用について」（令和6年12月11日消防危第352号）

「リチウムイオン蓄電池を取り扱う工場等に係る特例の適用について」（令和6年12月11日消防危第351号、一部訂正：令和7年1月14日事務連絡）

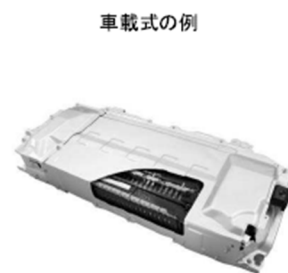
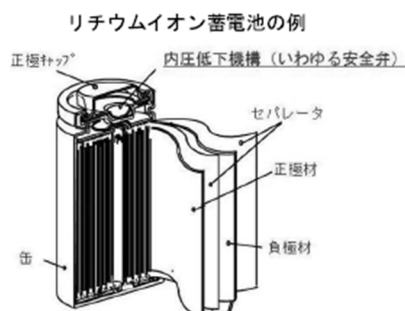
- ・キュービクル式リチウムイオン蓄電池設備

「キュービクル式リチウムイオン蓄電池設備の貯蔵に係る運用について」（令和4年4月27日消防危第96号、一部改正：令和6年9月17日消防危第273号）

- ・車載用リチウムイオン蓄電池

「車載用リチウムイオン蓄電池の貯蔵に係る運用について」（令和4年12月26日消防危第295号、一部改正：令和6年3月28日消防危第55号）

「鋼板製の筐体で覆われる車載用リチウムイオン蓄電池に係る指定数量について」（令和5年7月7日消防危第214号）



7 タンクコンテナ等による危険物の貯蔵について

危険物を収納したタンクコンテナ又は箱型のコンテナ（ドライコンテナ、リーファーコンテナ等）を貯蔵する場合は、以下によること。

- (1) 仮貯蔵の場合
 - ・「タンクコンテナ等による危険物の仮貯蔵について」（令和4年12月13日消防危第275号）によること。
- (2) (1)以外の場合
 - ・「危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用について」（平成10年3月27日消防危第36号）
 - ・「ドライコンテナによる危険物の貯蔵について」（令和4年12月13日消防危第283号）
上記によること。



8 給油機器と一体となった構造の運搬容器について

UN表示が付された軽油又は灯油を収納する、給油機器と一体となった構造の運搬容器（製品名：mobifitt（モビフィット）、mobimaster（モビマスター））については、付されているUN表示により規則第43条第1項第2号に定める基準及び同条第4項第2号に定める性能を有していることから、「機械により荷役する構造を有する運搬容器」に該当する。

（令和4年7月26日消防危第163号）

給油機器と一体となった構造の運搬容器の例〔製品名：mobifitt（モビフィット）、mobimaster（モビマスター）〕



つり具の取付け部分及びフォークリフトポケットを有し、運搬容器上部に組み込んだ給油機器（ポンプ・ホース等）と一体となった構造で、車両に積載したまま、車両の電源により給油等が可能。硬質プラスチック製、内容積は最大で450L、積み重ねられるようには設計されていない。

9 燃料タンクに危険物を収納した自動車等の搬送について

燃料タンクに危険物を収納した自動車等（政令第3条第1号の「自動車等」をいう。）をトラック等の車両の荷台に積載し、又は車両により牽引して搬送する行為は、法第16条の危険物の運搬には該当しない。

（令和5年3月24日消防危第63号）

10 火災予防条例（消防法第9条）に係る規制について

消防法第3章は第2章に対する特別法であるが、第3章が規定している事項について、第2章中の規定で第3章中にも同様の規定があるものについては、第3章中の規定が優先し、第2章中の規定で第3章中に同様の規定がないものについては、なおその第2章中の規定が適用される。

よって、消防法第10条第4項の製造所等の技術上の基準で規制される対象のもの以外（例：危険物を取り扱わない熱風炉）については、消防法第9条が適用される。

（第71回全国消防長会危険物委員会消防庁見解）